

山梨県公報

第三百七十三号

令和五年

四月二十七日

木曜日

目次

告示

○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除(二件)……………二八九

○道路の区域変更(二件)……………二九〇

訓令

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二九〇

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………二九〇

○山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………二九一

公告

○随意契約の相手方の決定について……………二九一

○換地計画の決定……………二九一

○土地改良区役員の退任及び就任……………二九二

○基本測量の終了(二件)……………二九三

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二九三

教育委員会

○落札者の決定について(二件)……………二九四

人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………二九四

○令和五年度山梨県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について……………二九五

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………三〇二

公安委員会

○山梨県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………三二七

○一般競争入札について……………三二七

○落札者の決定について……………三二八

その他

○あつせん員候補者の告示……………三二九

告示

山梨県告示第三百三十二号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十八年山梨県告示第二十九号により指定した区域の一部及び平成二十九年山梨県告示第三十四号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 甲斐市玉川字向河原千六百三十番一及び中巨摩郡昭和町築地新居字大島千百九十九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第三百三十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十八年山梨県告示第二十九号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 中巨摩郡昭和町築地新居字大島千百九十九番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第六条第一項第二号の規定による試料採取等を実施した結果、土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)